

市長と語ろう！笠間タウントーク 第3回 議事録

開催日時 平成21年6月19日（金） 午後7時～8時30分
開催場所 佐城小学校
参加者 市民15人

《フリートーク（意見交換）》

1. 市バスの運用について
2. 下水の排水溝のふたをかけてほしい
3. 道路の整備について
4. 防犯灯について
5. 6月7日のクリーン作戦の日の防災無線の間違い放送と緊急時の体制について
6. 区長への文書の出し方について
7. 学校評議員の形骸化について
8. 工事完了の再現状確認について
9. 寺崎公民館増築の要望について
10. 電柱の移設について
11. 交差点の光る素材入りの舗装について
12. 飯田地区の県道の草刈について
13. 個人情報について

《内容》

1. 市バスについて

【意見等1】

市にはバスは何台あるのか。運用の仕方はどうなっているのか。土日の利用の制限はあるのか。

【回答1】

現在、市のバスは3台あります。

バスの運用については、合併前はそれぞれ1市2町それぞれの考え方で運用していきまして、合併によって今は行政が主催するものか、もしくは行政と住民とか団体が合同で行うものに利用を限定しています。

土日も運行しています。土日は運行できないということではなくて、使用目的によります。

【意見等2】

実は、高齢者の集いで市役所にバスを要請に行ったら、土日はやっていないと言われたので、バス会社でチャーターして日光の方へいったケースがある。土日はなぜやらないのかと思っている。聞くところによると、市のバスは市の職員が運転しているから土日は運行しないということをおっしゃられたらしい。

土日に利用したい人がいると思う。その点を改善できないか。市の職員じゃなくてもバスの運転はできるのではないかな。

【回答2】

運転しているのは、言われるように市の職員なので、優先するとすれば、平日の使用を優先しているということはあるかと思えます。

バスの運転は市の職員でなくてもできますけれども、その運転を市が頼むとなると、やはりバスを利用する趣旨によります。趣旨に沿わなければ市ではバスは出せませんということになるのです。

【意見等3】

行政なので私的なことで利用する場合には貸してもらえないと分かっている。

聞くところによると、ある市では、市の職員ではなく一般会社に委託して土曜でも日曜でもやっている。その方がかえって経費も安いという話も聞いている。

市の職員がやっているのだから土曜、日曜は運用できないのであれば、できなければ考える必要があるのではないかな？

【回答3】

土日の利用については、よく調べて改善できる点があれば改善していきたいと思えます。

【意見等 4】

寺崎公民館の事業として行う行事について、合併前は、公民館主催といいますと一般相手ですから、参加者確保のために土日祝日に企画してきた。実際、合併前には土日祝日でも市の運転手さんが出勤していただいた。場合によっては保健士も同行していただいた。相当中身のある公民館活動をやってきたが、合併後は職員の出勤日でないときは、バスの運行はしませんということになった。結局は、企業のバスを調達して、それで事業を行うということになり、限られた予算の中では、事業の数を減らすということになった。

市の職員の協力が得られないのであれば、土日あたりは民間委託という形はできないものか。ぜひ、検討いただきたい。

【回答 4】

市バス使用の際の職員というのは運転手だけの話でなくて、基本的に行事を担当した課の職員の同乗が必要です。土日は、市のバスは一切利用できませんということではない。土日についていける職員がいるときと、いないときとケースバイケースでいろいろありますので、できるだけ土日が利用できる改善策を考えてみます。

2. 下水の排水溝のふたをかけてほしい

【意見等】

自宅前の排水溝に蓋がない。これから夏になるとハエや蚊が出て困る。去年、市役所で現地確認に来たようだが、まだそれが直ってない。近所では、U字溝を埋め直して蓋が付けてあるが、自宅とお隣の周りが直っていない。

【回答】

昔のU字溝なので、溝がなくて蓋だけ置くとずれてしまうものですね。そうするとU字溝そのものを入れ替えないと納まりが悪くなってしまうと思いますので、担当課で見に行き、段階的に対応します。

3. 道路の整備について

【意見等】

県道小川線の旧茨交の大平バス停からフルーツラインに抜ける市道の拡張工事で、基盤整備に伴って用地が確保されて、毎年50メートルくらいは進んでいるが、最終的にはいつごろ終わるのか。

【回答】

総延長が約1300メートルあって、今終わっているのは約500メートルです。今年から国の交付金がつきますので今年約100メートルの工事を予定しています。

単純に考えると、残り800メートルですから100メートルずつ工事をすると、約8年ということになります。

4. 防犯灯について

【意見等】

50区の福崎地区で街灯、防犯灯が少ないので、中学校から市役所へ要請し、市役所から区長へ書類が届くことになっていると聞いたが、その後、1ヶ月近く連絡がない。どうなっているのか。

【回答】

その件については確認して担当職員に連絡させます。

5. 6月7日のクリーン作戦の日の防災無線の間違い放送と緊急時の体制について

【意見等 1】

クリーン作戦の時に無線の放送で誤報があった。あの放送があったのが確か午前7時20分ごろでした。その放送があったとき、すぐ家に帰って役所に電話したが、全然電話にでない。仕方がないので、クリーン作戦に戻り、活動が終わったところ8時半ごろに誤報でしたという放送が入った。この件に関して、なぜ誤った広報をしたことに気づかなかったのか？市の職員だって聞いているはずなのに、その時に連絡をしてすぐに訂正の放送をしてしかるべきだと思う。それが1時間もかかった。危機管理体制で、ほかの重要な問題があった場合にどう対応できるのか疑問に思った。

どういう仕組みになっているのか。

【回答】

無線の誤報を流してしまったというのは行政のミスで、市民の皆様には本当にご迷惑をおかけしたと思っております。なぜかという、雨のために準備をしておいた放送の解除を忘れてしまったということです。職員はすぐ気づきました。すぐ訂正を流そうとしましたが、別の内容を流すテープがセットしてありまして、そのやりとりがうまくできず時間がたってしまったというのが実情です。

それから役所に電話してつながらなかったということですが、朝7時半には本所の警備員につながるようになっていきます。警備員が常駐しているのは本所だけです。土日の場合、本所・両支所の日直で出てくるのは、午前8時半です。ですので、電話をなされたとき、本所の警備員のところに電話が入っているはずですが、ただ、警備員が1人しかいませんので、巡回などの仕事をやっていたなどで出られなかったと思います。

それ以上の危機管理については、何かあったら市長に連絡が入って、自動的に幹部職員にメールや電話が入るようなシステムになっています。

【意見等2】

緊急電話を受ける人の件ですが、肝心の緊急電話を受ける人が事件事故に巻き込まれたり急病になってしまったりしたときに困る。夜・祝日、具合が悪い、そういうときに携帯電話でボタン一つ押すとさっと連絡が取れるようなシステムが良いのでは。

6. 区長への文書の出し方について

【意見等】

先日、区長宛にわなの講習会の文書が来た。「できるだけ皆さんに連絡してください」ということで要綱も一緒に入ってきたが、数十人あるいは百何十人もいる区もある中、それを同じような形で出しているのか。区長が勝手に個人を絞って連絡してみるというやり方は、できないと思う。役所から来た文書をそのまま流せるような形でやってほしい。

【回答】

わなの講習会に限らず、連絡の仕方だと思います。全世帯に知らせる場合と、取らないで見るだけのとき、文言の書き方などですね。ケースバイケースで対応していくほかないと思うのですが、文言の書き方についてはよく注意していきたいと思います。1枚の紙しか入っていないのに「全員に知らせるように」や「一人でも多く」と書けば、当然区長さんはどうやって一人でも多くに知らせようかと思ってしまうから、書き方を工夫したりしていきたいと思います。

7. 学校評議員の形骸化について

【意見等】

学校評議員という制度がある。残念ながら評議員がどのような仕事をしているのか、どういう評議員がいるのか、というのが全然見えてこない。私の地区の小学校では、各家庭に学校だよりというのを出していたが、去年からパタリとやめてしまい、学校の様子がわからない。子どもが通っていない家庭はわからない。評議会でも何を評議したのかも全然わからない。評議員の人の選定はどういう形でやっているのかもわからない。これでいいのか。

【回答】

学校評議員をどう活用していくかということは基本的には学校の考え方によります。評議員制度そのものが形骸化しているところとうまく活用しているところと、学校によって格差があるかと思っています。学校のいろいろな情報を外に出すことも必要だと思いますので、教育委員会を通じて話してみます。

8. 工事完了の再現状況確認について

【意見等】

道路の水溜りが激しいという苦情を申し立てたら、支所の道路整備課で早急に対応してくれた。しかし、その後、対応後の水溜りを雨の日に点検をしているのか。工事はしてくれたが、雨の日に見れば全然変わってない。ケースバイケースによると思うが、水溜りの補修ということであれば、工事した後は、大変でも雨の日に現場に行き、見ていただきたい

い。場所は大洲の機上の脇です。

【回答】

おっしゃっていることはよく分かります。よく確認させます。

9. 寺崎公民館増築の要望について

【意見等】

寺崎公民館は非常に手狭で敬老会等の事業も難しく、3、4年前に増築の要望書を市役所へ出した。前の館長が、回答として、今のジャスコのあたりにもう一つ広い管轄になる公民館を作る構想があり、寺崎公民館の増築の部分についてはそのときに解決をしたいというような話を聞いたらしい。その後、全然音沙汰がないので、そういうことが本当にあったのか、あるいは何にもないところでそういう風に伝わってきたのか、ぜひ知りたい。

いずれにしても今の寺崎公民館のままでは有効な活用ができないと思う。

【回答】

その広い意味でのジャスコの近くに公民館という話は、今はじめて聞いた話であって、誰からどう出たのか分かりませんが、今のところ役所の中ではそういう考え方は一切ありません。

公民館の改修については、いろいろ意見をいただいております。笠間、友部、岩間で公民館の制度が違いますので、市全体として公民館制度をどうしていくかという議論をしなくてはならないと思っておりますが、どう整理していったらいいのか正直頭を悩めているところもあります。

要望書が合併直前に出してあるということですので、確認してみます。

10. 電柱の移設について

【意見等】

大平の道路で、拡幅してあるところの電柱だけでも移設したほうが安全じゃないかと思う。

【回答】

まだ整備されてない部分があるので、下手にその電柱を移設すると逆に危険性があるんです。あの場所については、電柱があることによって安全を確保できるような箇所です。電柱だけ動かすと、その分整備されてないところに車が進入する恐れがあるので、改良工事に合わせて施工したいと考えております。

【意見等2】

用地買収は進んでるんですか？

【回答2】

用地については土地改良で埋め合わせてありますので、用地は全部確保してあります。

11. 交差点の光る素材入りの舗装について

【意見等】

交差点の舗装工事の中で、市道の路面で夜間でもキラキラする路面表示が予算的に無理なのか。したほうが、交通安全確保ができるのでは。特に学校の付近の道路については、設置をしたほうが良いと思う。

【回答】

路面表示につきましては、市町村の行政側で設置できるものばかりではないんです。これは、学校付近、交差点でキラキラ光るような、ガラスが混じっているような舗装は、警察の公安委員会と検討しなければなりません。これから検討していきたいと思っております。

12. 飯田地区の県道の草刈について

【意見等】

飯田地区の県道に県で除草に来ている件で、いつやるかわからない時期に来て、年2回しか除草してくれない。それも1メートルしかやってくれない。残りの4メートルくらいの部分は、脇にある地権者が清掃をしている。

できれば時期だけでも地域に連絡していただけると重ならないですむと思うし、もしできるならば県のほうでも予算がかかるでしょうから、地域にその県道にかかる予算を還元してもらって、地域で清掃をするようなシステムにしていいただければありがたい。

飯田ダムの周りに散歩している方が非常にいらっしゃる。飯田ダムのところは定期的にやっていただけてありがたいと思うので、引き続き清掃をよろしくお願ひしたい。

【回答】

時期については担当の水戸土木とよく連携を取って、知らせるような方法を考えてみたいと思います。

地域で管理しているというのは、里親制度など色々あるのですが、そこまではいいという発想があると思います。中間のシステムや制度があればいいとは思ひます。

1 2. 個人情報について

【意見等 1】

上下水道の調査関係から市役所で得る情報について、委任状を必要とするのではなく、水戸市のように事前に登録して、登録者の本人確認だけで、情報が得られるようにしてほしい。

また、コピーが必要なとき、笠間市の場合は、コピー料を払ひますといつても、コピーを取らせてくれない。

【回答 1】

見直してできるものはしていきたいと思ひますが、ただ、証明書の発行に委任状が必要なのは、悪用されないためです。どういふ方法が良いのか善処します。

【意見等 2】

区長を務めているが、区民が増えたときに何の連絡もない。個人情報保護ということからのようだが、個人情報というのは守るべきものを守るということですよ。転入者を区長に知らせるといふのは必要ではないか。

【回答 2】

個人情報の関係で住民登録された方の住所名前を区長さんに知らせることはできないので、登録者へ区と区長さんの紹介をしています。今の段階ではそこまでしかできません。

【意見等 3】

本当に区長に知らせることはできないのか。神経質になって、慎重すぎる結果ではないのか。

【回答 3】

法律的によく確認してみます。